

平成18年度

税制改正に関する要望書

平成17年9月

社団法人 日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会

はじめに

社団法人 日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会（JPSA）は、ソフトウェア開発やインターネットなどIT産業に係わる企業約500社により構成されている公益法人です。会員企業の約70%が中小企業で、近年はソフトウェア関連のみならず、インターネット、ITコンテンツ・サービス関連の企業が増えています。

経営的な側面として一般の中小企業と比較して設立経過年数が若く、成長度が高い反面、新規事業開発費や研究開発費ならびに人件費の支出に占める割合が大きい特色を備えています。

当協会は、会員企業をはじめとするIT産業の振興・発展のため、ベンチャー企業支援、知的財産保護活動、人材育成及び教育、市場動向調査、国際交流、認定試験など多彩な事業活動を行っております。

インターネット関連事業の開発・運営に代表されるIT産業は、中小企業主の活力を生かして、コスト低減競争ではなく価値を生む競争を通じて、今世紀の日本経済のダイナミズムの源泉となる潜在力を有しており、流通・金融・家電・自動車などの既存産業の回復を支える意味でもますます期待されています。

IT産業は、日本国内及び海外市場ともに厳しい国際競争にさらされており、成長の確保は当事者である会員企業が自助努力するとともに、競争力の確保のため、税制・法制などの迅速な施策の実現に期待しております。

以上のような観点より、平成18年度の税制改正にあたりまして、以下の諸点について要望いたしますので、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

要 望

．産業競争力の強化等に関する税制

1．IT投資促進税制の延長

IT投資については、会員企業であるIT業界ならびに一般企業の双方において継続的にこれを行うことが、我国経済の競争力の強化に不可欠です。また、個人情報保護、情報セキュリティの確立のためにも更なる投資が必要です。このために平成15年度に創設されたIT投資促進税制の適用期限の3年間延長を要望いたします。

2．研究開発促進税制の控除割合上乗せ処置等の延長

研究開発はすべての産業において技術力・競争力の強化につながる重要な業務ですが、ソフトウェアにおいてはその開発そのものが研究開発に該当する部分があります。したがってこの制度はソフトウェアやIT開発を支える重要な制度であると考えられます。この研究開発投資を今後も強力に推進するために税額控除割合上乗せ処置等の適用期限を3年間延長することを要望いたします。

また、対象となる試験研究費のうち人件費とされる範囲については「専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者の人件費」とされており、この「専ら」の割合が現状では中小企業の実態に適合していないため、この緩和を求めます。

3．減価償却制度の見直し

減価償却は本来固定資産の流動化でありその取扱は企業のキャッシュフローに重大な影響があります。この観点より償却可能限度額の95%を引上げて100%の償却を認めることを要望いたします。これによって減価償却によるキャッシュフローを適正化するとともに、国際的にも遜色のない制度になると考えます。また固定資産税の償却資産課税

についても、上記償却可能限度額と同様の課税評価額の最低限度額の見直しを要望いたします。

．中小企業・ベンチャー企業等の活力向上

１．同族会社の留保金課税の廃止を含めた抜本的見直し

前書にありますように、当協会の会員企業は大半が中小企業であり、資本については経営者が過半を有する同族企業の形態が主流です。この経営資金の確保、財務基盤の強化等の観点から、同族会社の留保金課税の廃止を含めた抜本的見直しを要望いたします。

２．中小企業投資促進税制の延長

前記のように会員の大半をしめる意欲ある中小企業の設備投資ならびに一般企業のIT投資を促進して、IT産業を発展させる観点から、中小企業投資促進税制の延長ならびに中小企業の試験研究費に対する税額控除割合の上乗せ措置の延長を要望いたします。

．その他の要望事項

１．租税特別措置法における修正申告に際しての宥恕規定の制定

上記要望事項の多くは租税特別措置法による処置であります。この適用については「確定申告書等に控除を受ける金額の記載があり、明細書の添付がある場合」に限るとされています。ここにおいて「確定申告書等」には修正申告あるいは更正による税額の増加の場合が含まれないため、所定の書類を添付していた場合であっても、修正申告を行い税額が増加した場合において、減税の枠を使用することができないこととなっております。これは不合理な取扱と考えられますので修正申告等においても認容がうけられるように要望いたします。

2 . 国際源泉課税に関する租税条約の見直し

ソフトウェアを含む技術的役務に対する源泉税の課税については国際的にはこれを行わない趨勢が有力となっております。これがたとえばインドのようにIT技術や市場において有力な国との間で課税関係が残るといたしますと、日本企業の国際競争力維持と両国経済発展の面から、ソフトウェア取引の障害となり、課税の無い欧米企業との競争上、不利な立場に立たされることとなります。このような観点からソフトウェア役務の国際源泉課税にかかわる租税条約の迅速かつ適正な改定の実現を要望いたします。

以上、平成18年度の税制改正におきまして、上記項目につき要望いたしますので、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

17パソ協 第113号

平成17年9月26日

社団法人 日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会

会長 浅田 隆治